

鳥取県告示第 873 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 12 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字新見字アソフ小セイミ 889、字塚向 1114 の 1、1114 の 3、1114 の 4、大字篠坂字大床 43、43 の 1、44 の 1、44 の 2、字長途 473 から 477 まで、字テンドリ 478 から 481 まで、486、486 の 1、487、489 から 499 まで、501 の 1、502、504、504 の 1、505、字乳尾口 517、518、521、521 の 1、522 の 1、大字山根字寺谷 755、字荒神谷 764、766 の 1、766 の 2、768 から 772 まで、774、775、字杉ヶ谷山 779 の 1、800 の 1、大字三吉字檜木谷 794 の 1、795、795 の 1、796 から 800 まで、801 の 1、802、大字宇波字大途 891、892、895、897、字小途 898 の 1、字立平 905、911 の 1、911 の 2、字砂子谷 920 の 1、920 の 3、字杉ヶ谷 928 の 1、932、933、936 の 1、字スケノ平 938 の 1、大字西野字橋本 1428、1430、1431、1435 から 1438 まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）